

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公開番号】特開2012-10795(P2012-10795A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2010-148171(P2010-148171)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月7日(2013.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される遊技機と、遊技者所有の遊技用価値を用いて持点を加算するとともに前記遊技機と通信可能に接続される遊技用装置とからなる遊技用システムであって、

前記遊技機は、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定する特定手段と、

前記変化量を特定可能な更新情報を前記遊技用装置へ送信する情報送信手段と、

前記持点を記憶する副持点記憶手段とを含み、

前記遊技用装置は、

前記持点を記憶する主持点記憶手段と、

前記更新情報を受信する情報受信手段と、

前記更新情報に基づいて前記主持点記憶手段が記憶している持点を更新する主持点更新手段と、

遊技者所有の遊技用価値の範囲内で価値を引落として前記主持点記憶手段に記憶されている持点に引落とし相当分の加算を行なう主持点加算手段と、

該加算される持点に相当する持点加算指示を行なうための持点加算情報を前記遊技機へ送信する加算情報送信手段とを含み、

前記遊技機は、さらに、

前記持点加算情報を受信する加算情報受信手段と、

前記持点加算情報を従って前記副持点記憶手段に記憶されている持点に加算する副持点加算手段と、

加算後の持点の情報と、前記持点への加算処理の間に前記特定手段により特定された持点の変化量を特定可能な加算処理間更新情報を、前記遊技用装置へ送信する加算応答送信手段とを含み、

前記主持点更新手段は、前記送信してきた加算処理間更新情報に基づいて前記主持点記憶手段が記憶している持点を更新し、

前記遊技用装置は、前記加算処理間更新情報を基づいて更新された後の持点と前記加算応答送信手段により送信してきた加算後の持点の情報とを比較して整合しているか否か

の確認を行なう、遊技用システム。

【請求項 2】

前記主持点加算手段は、前記持点加算情報を受信した前記遊技機からの応答を待つことなく遊技者所有の価値情報からの価値の引落としを行なう、請求項1に記載の遊技用システム。

【請求項 3】

前記加算情報送信手段は、前記持点加算情報の前記遊技機への送信に応答して該遊技機から持点の加算を拒絶する信号が返信される毎に再度持点加算情報を前記遊技機へ送信する再送信処理を実行し、

前記加算応答送信手段は、前記加算情報送信手段による再送信処理が実行されている間に前記特定手段により特定された持点の変化量を特定可能な情報も、前記加算処理間更新情報に含めて前記遊技用装置へ送信する、請求項1または請求項2に記載の遊技用システム。

【請求項 4】

記録媒体の記録情報により特定される残額を用いて持点を加算する遊技用装置と通信可能に接続するための接続部を備え、持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される遊技機であって、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定する特定手段と、

前記変化量を特定可能な更新情報を前記遊技用装置へ送信する情報送信手段と、

遊技への使用および入賞の発生に応じて変化する持点の現在の値を算出して記憶する持点記憶手段と、

遊技者所有の遊技用価値の範囲内で価値を引落として該引落とし相当分を持点に加算する指示を行なうための持点加算情報を前記遊技用装置より受信する加算情報受信手段と、

前記持点加算情報に従って持点記憶手段に記憶されている持点に加算する持点加算手段と、

加算後の持点の情報と、前記持点への加算処理の間に前記特定手段により特定された持点の変化量を特定可能な加算処理間更新情報とを前記遊技用装置へ送信する加算応答送信手段とを含む、遊技機。

【請求項 5】

前記持点加算情報の受信に応答して持点の加算を拒絶する信号を返信する加算拒絶返信手段をさらに含み、

前記加算応答送信手段は、前記加算拒絶返信手段による持点の加算を拒絶する信号の返信毎に再度持点加算情報を前記加算情報受信手段が受信する間に前記特定手段が特定した持点の変化量を特定可能な情報も、前記加算処理間更新情報に含めて前記遊技用装置へ送信する、請求項4に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(1) 持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される遊技機(パチンコ機2)と、遊技者所有の遊技用価値(プリペイド残高、持玉数、あるいは貯玉数)を用いて持点を加算するとともに前記遊技機と通信可能に接続(コネクタ330、20と接続配線)される遊技用装置(カードユニット3)とからなる遊技用システムであって、

前記遊技機は、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量(加算玉数、減算玉数)を特定する特定手段(遊技機制御用のマイクロコンピュータ、加算玉数カウンタ、減算玉数カウ

ンタ)と、

前記変化量を特定可能な更新情報(加算玉数および減算玉数を含む動作応答)を前記遊技用装置へ送信する情報送信手段(玉数制御基板17)と、

前記持点を記憶する副持点記憶手段(遊技玉数カウンタ)とを含み、

前記遊技用装置は、

前記持点を記憶する主持点記憶手段(「遊技玉数」を記憶するRAM)と、

前記更新情報を受信する情報受信手段(遊技機通信部325)と、

前記更新情報に基づいて前記主持点記憶手段が記憶している持点を更新する持点更新手段(制御部323)と、

遊技者所有の遊技用価値の範囲内で価値を引落として前記主持点記憶手段に記憶されている持点に引落とし相当分の加算を行なう主持点加算手段(図16、図17;プリペイド残高または持玉からの引落とし金額分の玉数を遊技玉に加算する制御部323)と、

該加算される持点に相当する持点加算指示を行なうための持点加算情報(図16、図17;加算要求有と加算要求玉数=125とを含む動作指示)を前記遊技機へ送信する加算情報送信手段(遊技機通信部325)とを含み、

前記遊技機は、さらに、

前記持点加算情報を受信する加算情報受信手段(玉数制御基板17)と、

前記持点加算情報に従って前記副持点記憶手段に記憶されている持点に加算する副持点加算手段(玉数制御基板17)と、

加算後の持点の情報(図16、図17;遊技玉数=50+125を算出した結果の遊技玉数=175)と、前記持点への加算処理の間に前記特定手段により特定された持点の変化量を特定可能な加算処理間更新情報(図16、図17;加算玉数と減算玉数)とを、前記遊技用装置へ送信する加算応答送信手段(玉数制御基板17)とを含み、

前記主持点更新手段は、前記送信されてきた加算処理間更新情報に基づいて前記主持点記憶手段が記憶している持点を更新し(図16;バックアップ値を、遊技玉数=50(更新前遊技玉数)+125(加算要求玉数)+0(加算玉数)=0(減算玉数)=175に修正する:図17;バックアップ値を、遊技玉数=0(更新前遊技玉数)+125(加算要求玉数)+0(加算玉数)=0(減算玉数)=125に修正する)、

前記遊技用装置は、前記加算処理間更新情報に基づいて更新された後の持点と前記加算応答送信手段により送信されてきた加算後の持点の情報とを比較して整合しているか否かの確認を行なう(図16、図17;制御部323が、修正した後のバックアップ値である遊技玉数175または125と、P台から送信されてきた遊技玉数とが、一致するか否か確認する)。